

ハ其他ノ場所ニ臨ミ檢證ヲ爲スコシ

第百三條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法、日時、場所及ヒ被告人ノ人違ナキコトヲ證明ス可キ模様ニ付キ調書ヲ作ル可シ

又被告人ノ利益ト爲ル可キ模様ヲモ記載ス可シ

第百四條 豫審判事ハ被告人ノ住居又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑アル者ノ住居ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

被告人又ハ物件ヲ藏匿ス者其住居ニ在ラサルトキハ同居ノ親屬若シ其在ラサルトキハ市町村長ノ立會アルヲ要ス

第七十八條第三項ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第百五條 豫審判事ハ被告人又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑アル者ノ身體及ヒ之ニ屬スル物件ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

第百六條 豫審判事ハ臨檢、搜索ニ因リ發見シタル物件其事實ヲ證明スルニ足ル可シト思料シタルトキハ之ヲ差押ヘテ認印ヲ爲シ目錄ヲ作ル可シ但其物件ヲ監護シ又ハ遞送スルハ裁判所書記之ヲ擔任ス可シ

第百七條 豫審判事ハ臨檢、搜索、物件差押ニ付キ其日ニ處分ヲ終ラサルトキハ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クコトヲ得

第百八條 被告人ハ臨檢、搜索、物件差押ノ處分ニ立會ヒ又ハ代人

ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

若シ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ自ラ立會フコトヲ得ス但豫審判

事本人ノ立會ヲ必要ナリトスルトキハ此限ニ在ラス

第百九條 豫審判事ハ被告人物件差押ノ處分ニ立會ヒタルト否トヲ問ハス其物件ヲ被告人ニ示シ辯解ヲ爲サシム可シ

其訊問及供述ハ之ヲ調書ニ記載ス可シ

第百十條 豫審判事ハ臨檢、搜索ノ場所ニ於テ證人ノ供述ヲ聽クコトヲ必要ナリトスルトキハ第百十五條以下ノ規定ニ從ヒ之ヲ訊問

ス可シ

第百十一條 豫審判事ハ前數條ニ記載シタル處分中何人ニ限ラス允許ヲ得スシテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルヲ得

若シ其禁ヲ犯ス者アルトキハ之ヲ逐斥シ又ハ處分ヲ終ルマテ之ヲ留置スルコトヲ得

第百十二條 豫審判事ハ其管轄地内ト雖モ時宜ニ因リ臨檢、搜索、物件差押ノ事ヲ區裁判所判事ニ囑託スルコトヲ得

第百十三條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ驛遞、電信、鐵道ノ官署、諸會社ニ其事由ヲ通知シ被告人又ハ豫審

事件ニ關係アル者ヨリ發シ若クハ此等ノ者ニ對シ發シタル書類、

電報又ハ物件ヲ受取開披スルコトヲ得但受取證書ヲ渡ス可シ  
第百十四條 證言ヲ拒ムコトヲ得ル者ノ所持スル物件ニシテ其默秘  
ス可キ義務アル事情ニ關スルモノハ其承諾アルニ非サレハ之ヲ差  
押ヘ及ヒ開披スルコトヲ得ス

第六節 證人訊問

第百十五條 證人ノ呼出狀ニハ其氏名住所及ヒ職業ヲ記載ス可シ  
又出頭ノ日時、場所及ヒ呼出ニ應セサルトキハ罰金ヲ言渡シ且勾  
引スルコトアル可キ旨ヲ記載ス可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クモ二十四時ノ猶豫アル可シ

第百十六條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ應スル能ハサル  
コトヲ疏明シタルトキハ豫審判事其所在ニ就テ之ヲ訊問ス可シ

第百十七條 證人ト爲ル可キ者豫備後備ノ軍籍ニアラサル軍人、軍  
屬ナルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ヲ經由シテ呼出狀ヲ送達ス其  
長官又ハ隊長ハ即時ニ出頭セシム可キコトヲ認可又ハ職務上已ム  
コトヲ得サル差支アルトキハ其事由ヲ付シテ出頭ノ延期ヲ豫審判  
事ニ請求ス可シ

第百十八條 豫審判事ハ前二條ニ定メタル差支ノ場合ヲ除ク外證人  
呼出ニ應セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其不參ニ因リ生シタル費

用ノ賠償及ヒ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ  
對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス  
豫審判事ハ其證人ニ對シ罰金ノ言渡書ト共ニ再度ノ呼出狀ヲ送達  
シ又ハ直チニ勾引狀ヲ發スルコトヲ得  
若シ證人再度ノ呼出ニ應セサルトキハ費用賠償ノ外三倍ノ罰金ヲ  
言渡ス可シ又勾引狀ヲ發スルコトヲ得  
豫備後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執  
行ハ軍事裁判所又ハ其所屬ノ長官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ爲ス可シ  
其勾引ニ付テモ亦同シ

第百十九條 豫審判事ハ證人罰金言渡書ノ送達アリタルヨリ三日内  
ニ其出頭セサルコトヲ正當ノ理由ヲ以テ辯解シタルトキハ檢事  
ノ意見ヲ聽キ其罰金及ヒ賠償ノ決定ヲ取消ス可シ

第百二十條 證人呼出狀ニ因リ出頭シタルトキハ其呼出狀ヲ差出ス  
可シ若シ之ヲ遺失シタルトキハ其人違ナキコトヲ疏明ス可シ

第百二十一條 豫審判事ハ證人トシテ呼出シタル者ニ對シ其氏名、  
年齢、職業、住所及ヒ第百二十三條ニ記載シタル者ナリヤ否ヤヲ  
問フ可シ

第百二十二條 豫審判事ハ證人ヲシテ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲ

モ黙秘セス又何事ヲモ附加セサル旨ヲ宣誓セシム可シ  
裁判所書記ハ證人ニ宣誓書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム若シ署  
名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第二百二十三條 左ニ記載シタル者ハ證人ト爲ルコトヲ許サス但宣誓  
ヲ爲サシメスシテ事實參考ノ爲メ其供述ヲ聽クコトヲ得

第一 民事原告人

第二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除  
シタルトキト雖モ亦同シ

第三 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ此等ノ者ノ後見ヲ受  
クル者

第四 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人

第二百二十四條 左ニ記載シタル者亦前條ニ同シ

第一 十六歳未満ノ幼者

第二 知覺精神ノ不十分ナル者

第三 瘖啞者

第四 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者

第五 重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付キ公判  
ニ付セラレタル者

第六 現ニ供述ヲ爲ス可キ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ其證憑十分  
ナラサルニ因リ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者

第二百二十五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第一 官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者其職務上黙秘ス可キ

義務アル事情ニ關スルトキ

第二 醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯護人、公證人、神職、僧  
侶、其身分、職業ノ爲メ委託ヲ受ケタルニ因テ知リタル事實

ニシテ黙秘ス可キモノニ關スルトキ

證言ヲ拒ム者ハ拒絕ノ原因タル事實ヲ開示シ且之ヲ説明ス可シ

第二百二十六條 證人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ供述ヲ肯セサルトキ  
ハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第八十條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス  
可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止  
スル效力ヲ有ス

豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ  
執行ハ軍事裁判所ニ囑託シテ之ヲ爲ス可シ

第二百二十七條 證人ハ他ノ證人及ヒ被告人ト各別ニ之ヲ訊問ス可シ  
但事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ證人ト他ノ證人又ハ被告  
人ト對質セシムルコトヲ得

第二百二十八條 豫審判事ハ證人ノ供述ヲ確實ナラシムル爲メ必要ナ

リトスルトキハ犯所又ハ其他ノ場所ニ同行スルコトヲ得

若シ證人同行スルコトヲ肯セサルトキハ第百十八條ノ規定ニ從フ

第百二十九條 第百條第一條ノ規定ハ證人ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第百三十條 皇族證人ナルトキハ豫審判事其所在ニ就キ訊問ヲ爲ス

可シ  
各大臣ニ付テハ其官廳ノ所在地ニ於テ之ヲ訊問ス若シ其所在地外

ニ滞在スルトキハ其現在地ニ於テ之ヲ訊問ス可シ

帝國議會ノ議員ニ付テハ開會期間其議會ノ所在地ニ滞在中ハ其所

在地ニ於テ之ヲ訊問ス可シ  
第百三十一條 豫審判事ハ證人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ知ラシ

ムル爲メ裁判所書記ヲシテ調書ヲ讀聞カセシム可シ

證人ハ其供述ヲ變更増減センコトヲ請求スルヲ得書記ハ其請求ヲ

リタルコト及ヒ變更増減ノ條件ヲ調書ニ記載ス可シ

調書ニハ豫審判事、書記及ヒ證人共ニ署名捺印ス可シ若シ證人署

名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第百三十二條 豫審判事ハ證人裁判所所在ノ地ニ住セサルトキハ其

住居ノ地ノ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得

若シ證人管轄地外ニ在ルトキハ其所在ノ地ノ豫審判事又ハ區裁判

所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得

第百三十三條 第百十八條第百十九條及ヒ第百二十六條ニ掲ケタル

證人ニ對スル豫審判事ノ權ハ受託判事ニモ屬ス

第百三十四條 證人ハ出頭ニ付テノ旅費、日當ヲ要ムルコトヲ得

第七節 鑑定

第百三十五條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法及ヒ結果ヲ分明ナラシ

ムル爲メ鑑定ヲ必要ナリトスルトキハ學術、職業ニ因リ鑑定スル

得

第百三十六條 鑑定ニ付テハ第百十五條第百十八條乃至第百二十一

條第百二十三條乃至第百二十五條及ヒ第百二十八條ノ規定ヲ準用

ス但鑑定人ニ對シテハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得ス

第百條第一條ノ規定ハ鑑定人ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第百三十七條 鑑定人ハ公平且正實ニ鑑定ス可キ宣誓ヲ爲ス可シ其

宣誓ハ第百二十二條ノ式ニ從フ

第三百二十八條 鑑定人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ鑑定ヲ肯セサルトキハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第七十九條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス

第三百二十九條 豫審判事ハ鑑定人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ鑑定人ヲ増加シ又ハ別人ヲシテ鑑定セシムルコトヲ得

第三百四十條 鑑定人ハ鑑定書ヲ作り其手續、結果及ヒ鑑定ヲ爲シタル時間ヲ詳記ス可シ

若シ結果ヲ得サルトキハ其推測スル所ヲ記載ス可シ

鑑定人意見ヲ異ニスルトキハ各自鑑定書ヲ作り又ハ各自ノ意見ヲ一箇ノ鑑定書ニ記載ス可シ

第三百四十一條 鑑定人ハ旅費、日當及ヒ立替金ノ辨濟ヲ要ムルコトヲ得

第八節 現行犯ノ豫審

第三百四十二條 豫審判事ハ檢事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄

ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ檢事ノ請求ヲ待タス直チニ其旨ヲ通知シ豫審ニ取掛ルコトヲ得

豫審判事ハ犯所ニ臨檢シ令狀ヲ發シ其他此章ノ規定ニ從ヒ豫審ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第三百四十三條 前條ノ場合ニ於テハ檢事ノ起訴ナシト雖モ豫審判事檢證調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノトス其調書ニハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナルコトヲ記載ス可シ

豫審判事ハ速ニ書類ヲ檢事ニ送致ス可シ但檢事ヨリ其豫審手續ヲ繼續ス可キモノニ非サル意見アリト雖モ通常ノ規定ニ從ヒ之ヲ終結ス可シ

第三百四十四條 地方裁判所檢事及ヒ區裁判所檢事ハ豫審判事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ豫審判事ヲ待ツコトナク其旨ヲ通知シテ犯所ニ臨檢シ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但罰金及ヒ費用賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス

第三百四十五條 前條ノ場合ニ於テ地方裁判所檢事ハ證憑書類ニ意見書ヲ添へ速ニ之ヲ豫審判事ニ送致シ區裁判所檢事ハ之ヲ地方裁判所檢事ニ送致ス可シ

第三百四十六條 區裁判所檢事其裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯

アルコトヲ知りタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ第四百十四條ニ規定シタル處分ヲ爲スコトヲ得  
若シ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發シタルトキハ三日内ニ起訴ノ手續ヲ爲スコシ

第四百十七條 第四百十四條第四百十六條ニ於テ檢事ニ許シタル職務ハ司法警察官モ又假ニ之ヲ行フコトヲ得但勾留狀ヲ發スルコトヲ得ス

司法警察官ハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致シ且被告人ヲ逮捕シタルトキハ共ニ之ヲ送致ス可シ

第四百十八條 地方裁判所檢事ハ區裁判所檢事又ハ司法警察官ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタルトキハ一切ノ書類ニ請求書ヲ添ヘ豫審判事ニ送致ス可シ

若シ同時ニ被告人ヲ受取リタルトキ二十四時内ニ之ヲ訊問シ勾留狀ヲ發シ又ハ發セスシテ前項ノ手續ヲ爲スコシ

第四百十九條 地方裁判所檢事ハ何レノ場合ニ於テモ輕罪ノ現行犯ニ係リ豫審ヲ求ムルニ及ハスト思料シタルトキハ勾留狀ヲ發シタルト否トニ拘ハラス直チニ其裁判所ニ訴ヲ爲スコトヲ得  
被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思料シタル

トキハ起訴ノ手續ヲ爲スコカラス

第九節 保釋

第四百五十條 豫審判事ハ豫審中勾留狀ヲ受ケタル被告人ノ請求ニ因リ檢事ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ呼出ニ應シ出頭スヘキ證書ヲ差出シ且保證ヲ立テシメ保釋ヲ許スコトヲ得

被告人無能力ナルトキハ法律上代理人ヨリ保釋ヲ求ムルコトヲ得  
第四百五十一條 保證ノ金額ハ豫審判事之ヲ定メ保釋ヲ許ス言渡書ニ記載ス可シ

第四百五十二條 保證ヲ爲スニハ被告人又ハ法律上代理人ヨリ金錢若クハ有價證券ヲ差出スコトヲ得  
又裁判所ノ管轄地内ニ住シ且充分ナル資力アル者ヨリ金額ニ充ツ可キ保證書ヲ差出スコトヲ得

第四百五十三條 保釋人被告人ヲ呼出ストキハ出頭ヨリ二十四時前ニ其報告ヲ爲スコシ

第四百五十四條 保釋中被告人呼出ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒收ス可シ

第四百五十五條 保證金ヲ沒收スルニハ檢事ノ意見ヲ聽キ豫審判事其言渡ヲ爲スコシ

第百五十六條 豫審判事保證金ヲ沒収シタルトキハ保釋ノ言渡ヲ取消ス可シ

又豫審中保釋ノ言渡ヲ取消スコトヲ必要ナリトスルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其言渡ヲ取消スヘシ

第百五十七條 豫審判事保證金ヲ沒収シタル後、免訴ノ言渡、違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ前ニ沒収シタル金額ヲ還付ス可シ

第百五十八條 豫審判事免訴ノ言渡、違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シ若クハ保釋ノ言渡ヲ取消シタルトキハ保證金ヲ還付ス可シ

第百五十八條ノ二 保釋ヲ許ササル言渡ニ對シテハ其裁判所ヘ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ其許否ヲ決定ス可シ

第百五十九條 豫審判事ハ保釋ノ請求アルト否トヲ問ハス檢事ノ意見ヲ聽キ被告人ヲ其親屬又ハ故舊ニ責付スルコトヲ得

責付ヲ爲スニハ親屬又ハ故舊ヨリ何時ニテモ呼出ニ應シ被告人ヲ出頭セシムヘキ證書ヲ差出サシムヘシ

第百六十條 責付中被告人ヲ呼出ストキハ出頭ヨリ二十四時前ニ其

報知ヲ爲スヘシ

被告人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ責付ノ言渡ヲ取消ス可シ

第十節 豫審終結

第百六十一條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非ストシ又ハ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ豫審終結ノ處分ニ付キ檢事ノ意見ヲ求ムル爲メ訴訟記録ヲ送致ス可シ

檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ三日内ニ之ヲ還付ス可シ

第百六十二條 檢事ハ豫審十分ナラスト思料シタルトキハ其條件ニ付キ更ニ取調ヲ請求スルコトヲ得若シ豫審判事其請求ヲ肯セサルトキハ檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ

第百六十三條 豫審判事ハ檢事ノ意見如何ナルヲ問ハス後數條ニ記載シタル決定ヲ以テ豫審ヲ終結ス可シ

第百六十四條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非サルコトヲ認メタルトキハ其旨ヲ言渡ス可シ若シ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前ニ發シタル令狀ヲ存シ又ハ新ニ令狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

第百六十五條 豫審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲シ且被告

人勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

第一 犯罪ノ證據十分ナラサルトキ

第二 被告事件罪トナラサルトキ

第三 公訴ノ時効ニ罹リタルトキ

第四 確定判決ヲ經タルトキ

第五 大赦アリタルトキ

第六 法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキ

第六十六條 被告事件違警罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ

移ス言渡ヲ爲シ且被告人勾留ヲ受ケタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス

可シ

第六十七條 被告事件裁判所構成法第十六條第二號ニ記載シタル

輕罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ其他ノ輕

罪ナリト思料シタルトキハ其裁判所ノ輕罪ニ付スル言渡ヲ爲ス可

シ

被告人勾留ヲ受ケタル場合ニ於テ罰金ノ刑ニ該ルモノト思料シタ

ルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ

禁錮ノ刑ニ該ル可キモノト思料シタルトキハ保釋ヲ許シ又ハ責付

ヲ爲スコトヲ得若シ被告人未タ勾留ヲ受ケサルトキハ令狀ヲ發ス

ルコトヲ得

第六十八條 被告事件重罪ナリト思料シタルトキハ其裁判所ノ重

罪公判ニ付スル言渡ヲ爲ス可シ若シ保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲シタ

ルトキハ其言渡ヲ取消シ被告人未タ勾留ヲ受ケサルトキハ令狀ヲ

發ス可シ

第六十九條 豫審終結ノ決定ニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ付

ス可シ

管轄違ノ言渡ヲ爲スニハ其理由ヲ明示シ若シ被告人ヲ勾留ス可キ

トキハ其理由ヲ明示ス可シ

免訴ノ言渡ヲ爲スニハ被告事件トナラサルコト、公訴受理ス可カ

ラサルコト及ヒ其理由又犯罪ノ證據十分ナラサルトキハ其旨ヲ明

示ス可シ

區裁判所ニ移ス言渡又ハ公判ニ付スル言渡ヲ爲スニハ犯罪ノ性

質、模様、證據ノ十分ナルコト及ヒ其罪ヲ罰ス可キ法律ノ正條ヲ明

示ス可シ

第七十條 前條ノ決定ニハ第七十六條ノ規定ニ從ヒ被告人ノ氏名

等ヲ明示ス可シ

第七十一條 豫審終結ノ決定ノ正本ハ速ニ檢事及ヒ被告人ニ送達



ス可シ

第七十二條 檢事ハ重罪公判ニ付スル決定又ハ免訴若クハ管轄違  
ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

被告人ハ重罪公判ニ付スル決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

第七十三條 重罪公判ニ付スル場合ニ於テ被告人ニ送達ス可キ決  
定ニハ其決定ニ對シ抗告ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載ス  
可シ其記載ナキトキハ更ニ通常ノ規定ニ從ヒ決定ノ送達アルマテ  
抗告期間ノ經過ヲ停止ス

第七十四條 豫察終結ノ決定ハ抗告ノ期間内又抗告アリタルトキ  
ハ其決定アルマテ執行停止ス但保釋責付ノ言渡ヲ取消ス決定ハ其  
執行ヲ停止セス

第七十五條 豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ其決定確定シタ  
ルトキハ罪名ノ變更アルモ同一ノ事件ニ付キ再ヒ訴ヲ受クルコト  
ナカル可シ但新ナル證據アルトキハ此限ニ在ラス  
新ナル證據アルトキハ檢事ヨリ之ヲ其裁判所ニ差出シ裁判所ニ於  
テハ其起訴ヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

第四編 公判

第一章 通則

第七十六條 公判ハ判事、檢事、裁判所書記出廷シテ之ヲ爲スモ  
ノトス

第七十七條 被告人ハ公廷ニ於テ身體ノ拘束ヲ受クルコトナシ但  
守卒ヲ置クコトアル可シ

第七十八條 裁判所長ハ何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告  
人ニ對シ勾引狀ヲ發スルコトヲ得  
裁判所ハ被告人ヲ訊問シタル後何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可  
キ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發スルコトヲ得

第七十九條 被告人ハ辯論ノ爲メ辯護人ヲ用ユルコトヲ得  
辯護人ハ裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ但裁判所ノ允  
許ヲ得タルトキハ、辯護士ニ非サル者ト雖モ辯護人ト爲スコトヲ  
得

第七十九條ノ二 左ノ場合ニ於テ被告人自ラ辯護人ヲ選任セサル  
トキハ裁判所ハ檢事ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ辯護人ヲ付スル  
コトヲ得

- 第一 被告人十五歳未満ナルトキ
- 第二 被告人婦女ナルトキ
- 第三 被告人聾者又ハ啞者ナルトキ

第四 被告人精神病ニ罹リ又ハ意識不十分ナルノ疑アルトキ  
第五 被告事件ノ模様ニ因リ裁判所ニ於テ辯護人ヲ必要ナリト  
スルトキ

前項ノ辯護人ハ裁判長ノ職權ヲ以テ其裁判所附屬ノ辯護士中ヨリ  
選任ス可シ但辯護士一名ヲシテ被告人數名ノ辯護ヲ爲サシムルコ  
トヲ得

第八十條 辯護人ハ裁判所ニ於テ訴訟記録ヲ閲讀シ且之ヲ抄寫ス  
ルコトヲ得

第八十一條 被告人ノ法律上代理人ハ其補佐人ト爲リ辯論ニ與カ  
ルコトヲ得

第八十二條 被告人出頭シテ辯論スルコトヲ肯セサルトキハ對席  
トシテ裁判ヲ爲ス可シ

被告人審問ヲ妨ケ又ハ不當ノ行狀ヲ爲シ裁判長ヨリ退廷又ハ勾留  
ヲ命セラレタルトキ亦同シ若シ辯論二日ニ涉ルトキハ更ニ被告人  
ヲ出頭セシム可シ

第八十三條 被告人精神錯亂又ハ疾病ニ因リ出頭スルコト能ハサ  
ルトキハ痊癒ニ至ルマテ辯論ヲ停止ス但罰金以下ノ刑ニ該ル可キ  
事件ニ付キ被告人代人ヲ差出シタルトキハ此限ニ在ラス

辯論ニ取掛リタル後被告人精神錯亂シタルトキハ其痊癒ノ後新ニ  
辯論ヲ爲ス可シ其他ノ疾病ニ罹ルトキハ痊癒ノ後前ニ停止シタル  
ヨリ以後ノ手續ヲ爲ス可シ但五日間辯論ヲ停止シ又ハ檢事其他訴  
訟關係人ノ請求アリタルトキハ新ニ辯論ヲ爲ス可シ

若シ被告事件及ヒ法律ノ適用ニ付キ既ニ辯論ヲ終リタルトキハ其  
痊癒ノ後更ニ取調ヲ爲スコトナク裁判ヲ爲ス可シ

第八十四條 裁判所ニ於テ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ裁判ヲ爲ス可  
カラス但辯論ニ因リ發見シタル附帶ノ犯罪ニ付テハ此限ニ在ラス  
若シ附帶ノ犯罪ニ付キ豫審ヲ必要ナリトスルトキハ本案ノ辯論ヲ  
停止スルコトヲ得

第八十五條 左ノ場合ニ於テハ附帶ノ犯罪ナリトス

第一 同一ノ場所ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ數罪ヲ犯シタ  
ルトキ

第二 數人通謀シテ日時又ハ場所ヲ異ニシ數罪ヲ犯シタルトキ  
第三 自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容易ニスル爲メ又ハ其罪ヲ免カル  
ル爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキ

第八十六條 檢事及ヒ被告人ハ第一審第二審ヲ問ハス本案ノ判決  
アルマテ何時ニテモ管轄違又ハ公訴受理ス可カラサル申立ヲ爲ス

コトヲ得  
裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ管轄違又ハ公訴受理ス可カラサル言渡  
ヲ爲スコトヲ得

第百八十七條 裁判所ニ於テ前條ノ申立ヲ却下シタルトキハ本案ノ  
判決ヲ待タス直チニ控訴又ハ上告ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ  
本案ノ辯論ヲ停止ス

第百八十八條 調書ヲ作りタル司法警察官ハ檢事其他訴訟關係人ノ  
請求ニ因リ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ證人トシテ之ヲ呼出スコトヲ  
得

第百八十九條 豫審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定  
人ハ更ニ之ヲ呼出スコトヲ得

豫審ニ於ケル證人ノ供述書又ハ鑑定人ノ鑑定書ハ更ニ證人、鑑定  
人ヲ呼出ササルトキ、證人、鑑定人呼出ヲ受ケ出頭セサルトキ又  
ハ豫審及ヒ公判ニ於ケル供述、鑑定ヲ比較ス可キトキハ檢事其他  
訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ裁判長ノ職權ヲ以テ之ヲ朗讀セシム  
ルコトヲ得

第百九十條 第百十五條以下ノ規定ハ公判ノ證人ニ第百三十五條以  
下ノ規定ハ公判ノ鑑定人ニモ亦之ヲ準用ス

第百九十一條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ出頭スル能ハサルコ  
トヲ疏明シタルトキハ裁判所ハ其部員一名ニ命シ又ハ區裁判所判  
事ニ囑託シ其所在ニ就テ之ヲ訊問セシムルコトヲ得

第百九十二條 檢事、被告人及ヒ民事原告人ノ請求ニ因リ呼出ス證  
人ノ氏名目錄ハ開廷ヨリ一日前之ヲ各相手方ニ送達ス可シ

第百九十三條 證人ハ互ニ言語ヲ接ス可カラス又供述前辯論ニ立會  
フ可カラス既ニ供述ヲ爲シタル後ハ公廷ニ留ル可シ但裁判長ヨリ  
退去ノ允許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第百九十四條 證人及ヒ被告人ノ訊問ハ裁判長之ヲ爲スモノトス  
陪席判事及ヒ檢事ハ裁判長ニ告ケ證人及ヒ被告人ヲ訊問スルコト  
ヲ得

訴訟關係人ハ辯論ニ必要ナリトスル事項ヲ分明ナラシムル爲メ證  
人ヲ訊問ス可キコトヲ裁判長ニ求ムルヲ得

第百九十五條 證人又ハ鑑定人ノ供述不實ニシテ故意ニ出テ禁錮以  
上ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタルトキハ裁判所ニ於テ檢事其他訴  
訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ取押ヘ勾引狀ヲ發シ豫  
審判事ニ送致ス可シ  
其證人又ハ鑑定人ノ供述ハ裁判所書記之ヲ錄取シ豫審判事ニ送致

ス可シ

本條ノ場合ニ於テハ裁判所ニテ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ

又ハ職權ヲ以テ本案ノ辯論ヲ停止スルコトヲ得

第九十六條 被告人讞者、哑者又ハ國語ニ通セサル者ナルトキハ

第一百條第一條ノ規定ニ從フ

第九十七條 裁判所ニ於テハ證人被告人ノ面前ニ於テ十分ナル供

述ヲ爲スコトヲ得サル可シト思料シタルトキハ其證人ノ供述中被告

告人ヲ退廷セシムルコトヲ得但裁判長ハ證人供述ヲ終リタル後被告

告人ヲ入廷セシメ其供述シタル事項ヲ告知ス可シ

本條ノ規定ハ共同被告人ニモ亦之ヲ適用ス

第九十八條 裁判長ハ各證憑ノ取調終リタル毎ニ被告人ニ意見アリ

リヤ否ヤヲ問ヒ且其利益ト爲ル可キ證憑ヲ差出スヲ得ハキコトヲ

告知ス可シ

又證憑物件ハ被告人ニ示シテ辯解ヲ爲サシム可シ

第九十九條 辯論中公判ノ手續ニ付キ異議ノ申立アリタルトキハ

裁判所ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽キ直チニ之ヲ裁判ス可シ

第二百條 裁判所ニ於テハ公訴ノ判決ト同時ニ私訴ノ判決ヲ爲ス可

私訴ニ付キ取調未タ十分ナラザルトキハ公訴ノ判決アリタル後其  
判決ヲ爲スコトヲ得

第二百一條 被告人有罪ト爲リタルトキハ裁判所ノ職權ヲ以テ公訴

ニ關スル訴訟費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔ス可キ言渡ヲ爲ス可シ

免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テ公訴ニ關スル訴訟費用ハ

國庫之ヲ負擔ス

私訴ニ關スル訴訟費用ノ負擔ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

第二百二條 被告人有罪ト爲リタルト否トヲ問ハス沒収ニ係ラサル

差押物ハ所有者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ爲ス可シ

第二百三條 刑ノ言渡ヲ爲スニハ罪トナルヘキ事實及ヒ證據ニ依リ

テ之ヲ認メタル理由ヲ明示シ且法律ヲ適用シ其理由ヲ付ス可シ

無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲スニ付テモ亦其理由ヲ明示スヘシ

第二百四條 判決ノ言渡ハ辯論ヲ終リタル後即日又ハ次ノ開廷日ニ

之ヲ爲ス可シ

判決ノ言渡ハ判決主文ノ朗讀ニ因リ之ヲ爲ス其判決ノ理由ハ判決

ノ言渡ト同時ニ之ヲ朗讀シ又ハ口頭ニテ其要領ヲ告ク可シ

第二百五條 判決ノ原本ニハ其裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、其

事件ニ干與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載シ判事、裁判所書記其ニ署

名捺印ス可シ

第二百六條 訴訟關係人ハ其費用ヲ以テ判決ノ正本、謄本又ハ抄本ヲ求ムルコトヲ得但上訴ノ爲メ其求ヲ爲シタルトキハ書記ヨリ二十四時内ニ之ヲ下付ス可シ

第二百七條 對席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ裁判長ヨリ其言渡ヲ受ケタル者ニ前條ノ請求及ヒ其判決ニ對シ上訴ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ告知シ又闕席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ其判決ニ對シ故障ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載スヘシ

若シ其告知又ハ記載ナキトキハ更ニ其通知アルマテ上訴及ヒ故障期間ノ經過ヲ停止ス

第二百八條 裁判所書記ハ公判始末書ヲ作り左ノ事項其他一切ノ訴訟手續ヲ記載ス可シ

第一 公ニ辯論ヲ爲シタルコト又ハ公開ヲ禁シタルコト及ヒ其事由

第二 被告人ノ訊問及ヒ其供述

第三 證人、鑑定人ノ供述及ヒ宣誓ヲ爲シタルコト若シ宣誓ヲ爲ササルトキハ其事由

第四 證據物件

第五 辯論中異議ノ申立アリタルコト、其申立ニ付キ檢事其他

訴訟關係人ノ意見及ヒ裁判所ノ裁判

第六 辯論ノ順序及ヒ被告人ヲシテ最終ニ供述セシメタルコト

第二百九條 公判始末書ニハ前條ニ記載シタル事項ノ外裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、裁判長、陪席判事、檢事及ヒ裁判所書記ノ官氏名ヲ記載ス可シ

辯論數日ニ涉ルトキハ其旨及ヒ同一ノ判事出席シタルコトヲ記載ス可シ

辯論中補充判事ヲシテ代ラシメタルトキハ其旨ヲ記載ス可シ

第二百十條 公判始末書ハ判決言渡ヨリ三日内ニ之ヲ整頓シ裁判長

及ヒ裁判所書記署名捺印ス可シ

裁判長ハ署名捺印セサル以前ニ公判始末書ヲ檢閲シ若シ意見アルトキハ其紙尾ニ記載ス可シ

第二百十一條 判決及ヒ公判始末書ノ原本ハ訴訟記録ニ添付シ其裁判所ニ保存ス可シ若シ上訴アリタルトキハ之ヲ上訴裁判所ニ送付ス可シ

第二章 區裁判所公判

第二百十二條 區裁判所ハ左ノ場合ニ於テ其管轄ニ屬スル違警罪及ヒ輕罪ノ公訴ヲ受理ス

條一 檢事ノ起訴アリタルトキ

第二 豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判アリタルトキ

第二百十三條 檢事ハ何レノ場合ニ於テモ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發ス可キコトヲ裁判所ニ請求ス可シ

第二百十四條 呼出狀ニハ呼出ヲ受ク可キ者ノ氏名、職業、住所、出頭ノ日時、場所及ヒ被告事件ヲ記載シ且被告事件違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ナルトキハ代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ヘキ旨ヲ記載ス可シ

若シ被告事件ノ記載ナキ場合ニ於テ被告人未タ其事件ニ付キ取調ヲ受ケサリシトキハ辯護準備ノ爲メ二日ノ猶豫ヲ求ムルコトヲ得

第二百十五條 呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ

第二百十六條 判事ハ豫審ヲ經サル被告事件急速ヲ要スルトキハ公判ニ取掛ル前檢證處分ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ檢事其他訴

訟關係人ノ立會ヲ要セス

第二百十七條 證人ハ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

又呼出ヲ受ケスシテ出頭シタル者ト雖モ異議ノ申立ナキトキハ裁判所ニ於テ證人トシテ其供述ヲ聽クコトヲ得

第二百十八條 判事ハ先ツ被告人ノ氏名、年齢、身分、職業、住所出生ノ地ヲ問フ可シ

檢事ハ被告事件ヲ陳述ス可シ

第二百十九條 判事ハ被告事件ニ付キ被告人ヲ訊問ス可シ必要ナル調書其他證憑書類ハ書記ヲシテ朗讀セシメ又證人ノ供述ヲ聽キ其他證憑ノ取調ヲ爲ス可シ

若シ被告人ノ自白アリタル場合ニ於テ檢事、民事原告人ノ異議ナキトキハ他ノ證憑ヲ取調フルニ及ハス

第二百二十條 證憑調濟ノ後檢事ハ事實及ヒ法律適用ニ付キ意見ヲ陳述ス可シ

被告人及ヒ其辯護人ハ答辯ヲ爲スコトヲ得  
檢事、被告人及ヒ辯護人ハ迭ヒニ辯論ヲ爲スコトヲ得但辯論ノ最終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ供述セシム可シ

第二百二十一條 公訴ニ付キ辯論終リタル後民事原告人ハ被害ノ事實ヲ證明シ且私訴ニ付キ其請求スル處ヲ陳述ス可シ

被告人、辯護人及ヒ民事擔當人ハ答辯ヲ爲スコトヲ得

第二百二十二條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ判決ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ若シ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

本條ノ場合ニ於テ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ勾留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

第二百二十三條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬シ且犯罪ノ證憑十分ナルトキハ判決ヲ以テ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲ス可シ

第二百二十四條 犯罪ノ證憑十分ナラス又ハ被告事件罪ト爲ラサルトキハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲シ又第百六十五條第三號以下ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ

第二百二十五條 前二條ノ場合ニ於テハ私訴ニ付キ其請求價額ノ多寡ニ拘ハラヌ判決ヲ爲ス可シ

第二百二十六條 呼出ヲ受ケタル被告人又ハ罰金以下ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ其代人公判ノ期日ニ出頭セサルトキハ檢事ノ請求スル所ヲ聽キ闕席判決ヲ爲ス可シ

私訴關係人出頭セサルトキハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ闕席判決ヲ爲ス可シ

第二百二十七條 禁錮ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ被告人出頭セスト雖モ豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達シタル證アルニ非サレハ闕席判決ヲ爲ス可カラス

豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達スルコト能ハサル場合ニ於テハ裁判所ニテ猶豫ノ期間ヲ定メ其期間ニ被告人出頭セサルトキハ闕席判決ヲ爲ス可キ告知書ヲ其親屬又ハ其本籍若クハ最後ノ住所ノ地ノ市町村長ニ送達ス可シ若シ其本籍若クハ最後ノ住所ノ地分明ナラサルトキハ同上ノ告知書ヲ少クトモ一月間裁判所ノ揭示板ニ貼付シテ公示ス可シ

第二百二十八條 闕席判決ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ闕席者ニ送達ス可シ

闕席判決ヲ受ケタル者ハ其判決ニ對シ故障ヲ申立ルコトヲ得  
第二百二十九條 故障申立ノ期限ハ三日トス此期間ハ罰金以下ノ刑ヲ言渡シタル判決及ヒ私訴ノ判決ニ付テハ闕席判決ノ送達ヲ以テ始マリ禁錮ノ刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ被告人自ラ其送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニ因リ刑ノ言渡アリタルコトヲ知リタル日ヲ以テ

始マル

第二百三十條 故障ヲ申立テントスル者ハ闕席判決ヲ爲シタル裁判所ニ其申立書ヲ差出ス可シ

第二百三十一條 裁判所ニ於テハ故障ノ申立アリタルコトヲ相手方ニ通知シ且其事件ヲ公判ニ付ス可キ期日ヲ定メ訴訟關係人ヲ呼出ス可シ

第二百三十二條 裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ故障ヲ許ス可キヤ否ヤ又故障ノ期間ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ缺クトキハ判決ヲ以テ故障ヲ棄却ス可シ

第二百三十三條 故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テハ更ニ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可シ

前項ノ場合ニ於テ故障申立人闕席シタルトキハ更ニ故障ヲ申立ルコトヲ得ス

第二百三十四條 第二百四十七條第二百四十八條ノ規定ハ闕席判決ニ對スル故障ニモ亦之ヲ準用ス

第三章 地方裁判所公判

第二百三十五條 地方裁判所ニ於テハ豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判ニ因リ其管轄ニ屬スル輕罪及ヒ重罪ノ公判ヲ受理ス

ス

又輕罪ニ付テハ檢事ノ起訴ニ因リ其公訴ヲ受理ス

第二百三十六條 前章ノ規定ハ此章ニ別段ノ定メナキモノニ限り地方裁判所ノ輕罪、重罪ノ公判ニ準用ス

第二百三十七條 重罪事件ニ付テハ開廷前裁判長又ハ受命判事ハ裁判所書記ノ立會ニ依リ一應被告人ヲ訊問シ且辯護人ヲ選任シタル

ヤ否ヤヲ問フ可シ

若シ辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ被告人及ヒ辯護士ニ異議ナキトキハ辯護士一名ヲ以テ被告人數名ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

書記ハ本條ノ訊問ニ付キ特ニ調書ヲ作ル可シ

第二百三十八條 裁判所ニ於テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ受命判事ヲシテ臨檢ノ處分ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百三十九條 裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキト雖モ仍ホ證據ヲ取調ヘサル可カラス

第二百四十條 裁判所ニ於テハ被告事件區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト認メタルトキト雖モ第一審ノ判決ヲ爲ス可シ



私訴ニ付キ其請求ノ價額通常民事上區裁判所ノ管轄ニ屬スルトキ亦同シ

第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ又ハ檢事ヨリ更ニ其事件ヲ重罪トシテ訴追スルコトヲ申立タルトキハ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲スコシ但被告人勾留ヲ受ケサルトキハ勾留狀ヲ發スコシ

其被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第五編 上訴

第一章 通則

第二百四十二條 檢事其他訴訟關係人ハ法律ニ許シタル上訴ヲ爲スコトヲ得

檢事ハ被告人ノ爲メニモ上訴ヲ爲スコトヲ得

第二百四十三條 辯護人ハ被告人ニ代リ上訴ヲ爲スコトヲ得但被告人ノ明言シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

第二百四十四條 被告人ノ法律上代理人ハ獨立シテ上訴ヲ爲スコト

ヲ得

第二百四十五條 勾留ヲ受ケタル被告人上訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ監獄署長ニ差出シ署長ハ之ヲ其裁判所ニ送致スコシ

第二百四十六條 檢事ヲ除ク外上訴ヲ爲シタル者ハ其判決アルマテ何時ニテモ之ヲ取下クルコトヲ得

第二百四十七條 訴訟關係人天災其他避ク可カラサル事變ノ爲メ上訴期間ヲ經過シタル場合ニ於テ其旨ヲ疏明シタルトキハ期間ヲ經過シタルニ因リ失ヒタル權利ヲ回復スルコトヲ得但障礙ノ止ミタル日ヨリ通常ノ期間内ニ其疏明方法ヲ申立書ニ記載シ上訴ヲ爲スコシ

第二百四十八條 前條ノ申立アリタルトキハ裁判所書記速ニ其申立書ヲ相手方ニ送達スコシ相手方ハ三日内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ得

上訴ヲ裁判ス可キ裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ先ツ其申立ヲ許スコキヤ否ヤヲ決定スコシ

第二百四十九條 上訴完結ノ後其訴訟記録ハ上訴審ニ於テ爲シタル裁判ノ謄本ト共ニ第一審裁判所ニ之ヲ返還スコシ

第二章 控訴

第二百五十條 控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第二百五十一條 控訴ハ判決ノ一分ニ限り之ヲ爲スコトヲ得若シ之ヲ限ラサルトキハ判決ノ全部ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノト看做ス可シ

第二百五十二條 控訴ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ五日トス 闕席判決ヲ受ケタル者ハ故障ノ期間内故障ヲ爲サスシテ直チニ控訴ヲ爲スコトヲ得

第二百五十三條 本案ノ判決ニ對スル控訴ノ期間内及ヒ控訴アリタルトキハ判決ノ執行ヲ停止ス

第二百五十四條 控訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出ス可シ 裁判所ハ控訴ノ申立アリタルコトヲ速ニ相手方ニ通知ス可シ

第二百五十五條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル控訴ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得 第二百五十六條 訴訟記録ハ檢事ヨリ控訴裁判所ノ檢事ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出ス可シ

公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人勾留ヲ受ケタル

トキハ檢事ヨリ之ヲ控訴裁判所ノ監獄ニ移ス可シ

第二百五十七條 控訴裁判所ニ於テハ訴訟關係人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル後其裁判ニ取掛ル可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ 第二百五十八條 控訴ノ裁判ニ付テハ地方裁判所ノ第一審ニ關スル規定ヲ適用ス

第一審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ控訴裁判所ニ於テ其再度ノ訊問鑑定ヲ必要ナリトセサルトキハ之ヲ呼出ササルコトヲ得

第二百五十九條 控訴ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

控訴裁判所ノ檢事モ亦附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

第二百六十條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ期間ノ經過後ニ係ルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ

第二百六十一條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ヲ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ

控訴ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ取消シ更ニ判決ヲ爲ス可シ

第二百六十二條 控訴裁判所ニ於テハ原裁判所ノ管轄違ナルコトヲ認メタルトキハ原判決ヲ取消ス可シ此場合ニ於テ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ勾留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

原裁判所ニ於テ不當ニ管轄違ヲ言渡シタルトキハ其判決ヲ取消シ事件ヲ其裁判所ニ差戻ス可シ

第二百六十三條 前條第一項ノ場合ニ於テ控訴ヲ受ケタル地方裁判所自ラ其事件ニ付キ第一審トシテ裁判權ヲ有スルトキハ更ニ其事件ニ付キ判決ヲ爲ス可シ但事件重罪ナルトキハ第二百四十一條ノ規定ニ從ヒ處分ス可シ

第二百六十四條 控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ又ハ其事件ヲ重罪ナリトシテ主タル控訴又ハ附帶控訴アリタルトキハ其公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ判決ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得  
本條ノ場合ニ於テ被告人辯護人ヲ選任セサルトキハ第二百三十七條第二項ノ規定ニ從ヒ裁判長ノ職權ヲ以テ辯護人ヲ選任ス可シ

第二百六十五條 被告人、辯護人又ハ法律上代理人ノミ控訴ヲ爲シタルトキハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スコトヲ許サスル  
告人ノ利益ノ爲メ檢事ヨリ控訴ヲ爲シタルトキ亦同シ

第二百六十六條 控訴申立人出頭セサルトキハ闕席判決ヲ以テ控訴ヲ棄却シ相手方出頭セサルトキハ申立人ノ意見ヲ聽キ闕席判決ヲ爲ス可シ

### 第三章 上告

第二百六十七條 上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第二百六十八條 上告ハ法律ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

法則ヲ適用セス又ハ不當ニ適用シタルトキハ法律ニ違背シタルモノトス

第二百六十九條 裁判ハ左ノ場合ニ於テ常ニ法律ニ違背シタルモノトス

- 第一 規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セサリシトキ
- 第二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタル判事裁判ニ參

與シタルトキ但忌避ノ申請又ハ上訴ヲ以テ除斥ノ理由ヲ主張シタルモ其效ナカリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第三 判事忌避セラレ其忌避ノ申請ヲ理由アリト認メタルニ拘ハラズ裁判ニ參與シタルトキ

第四 裁判所ニ於テ其管轄又ハ管轄違ヲ不當ニ認メタルトキ

第五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セサルトキ

第六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽カサルトキ

第七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲サス又ハ職權ヲ以テ判決スルコトヲ得ヘキ場合ヲ除ク外請求ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ爲シタルトキ

第八 判決ヲ公行セス又ハ公開ヲ禁スル言渡ナクシテ辯論ヲ公ニセサルトキ

第九 裁判ニ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アルトキ  
第十 擬律ノ錯誤アルトキ  
第二百七十條 免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ被告人ノ利益ノ爲メ設タル規定ニ背キタルコト又ハ土地ノ管轄違アリト雖モ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ズ

第二百七十一條 上告申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日トス

第二百七十二條 本案ノ判決ニ對スル上告ノ期間内及ヒ上告ノ申立アリタルトキハ勾留及ヒ放免ノ言渡ヲ除ク外判決ノ執行ヲ停止ス

第二百七十三條 上告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出シ且其申立ヲ爲シタル日ヨリ五日內ニ趣意書ヲ差出ス可シ

裁判所ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ取リタルヨリ二十四時間内ニ之ヲ相手方ニ送達ス可シ

第二百七十四條 相手方ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ受取リタル日ヨリ五日內ニ答辯書ヲ原裁判所ニ差出スコトヲ得

裁判所ハ其答辯書ヲ受取リタルヨリ二十四時間内ニ之ヲ上告申立人ニ送達ス可シ

第二百七十五條 檢事ヨリ差出ス可キ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ハ二通ヲ作り一通ヲ上告裁判所ニ差出シ一通ヲ相手方ニ送達ス可シ

私訴ノ判決ニ對シ訴訟關係人ヨリ差出ス可キ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ニ付テモ亦同シ

第二百七十六條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル上告ハ決定ヲ

以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十七條 訴訟記録ハ檢事ヨリ上告裁判所ノ檢事ニ送致シ其

檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出ス可シ

第二百七十八條 上告ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶上告ヲ爲スコ

トヲ得

上告裁判所ノ檢事モ亦附帶上告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十九條 上告申立人及ヒ相手方ハ辯護士ヲ差出スコトヲ得

重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シ又ハ檢事ヨリ重罪ノ刑ニ

該ル可キモノトシテ上告ヲ爲シタル場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタ

ル者自ラ辯護士ヲ選任セサルトキハ上告裁判所長ノ職權ヲ以テ其

裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ

第二百八十條 裁判長ハ受命判事ヲ定ム可シ

受命判事ハ訴訟記録ヲ檢閲シ其報告書ヲ作ル可シ但自己ノ意見ヲ

付ス可カラス

第二百八十一條 上告申立人及ヒ相手方ハ受命判事ノ報告書ヲ差出

スマテハ其趣意ヲ擴張ス可キ辯明書ヲ上告裁判所ニ差出スコトヲ

得

受命判事報告書ヲ差出シタル後辯明書ヲ差出シタルトキハ之ヲ其

報告書ニ添フ可シ

第二百八十二條 裁判所書記ハ開廷ヨリ三日前ニ開廷ノ期日ヲ上告

申立人及ヒ相手方ノ辯護士ニ報知ス可シ

第二百八十三條 開廷ノ日ニハ受命判事先ツ其報告書ヲ朗讀ス可シ

檢事及ヒ辯護士ハ各其趣意ヲ辯明ス可シ

私訴ノ上告ニ付テハ檢事最終ニ其意見ヲ陳述ス可シ

第二百八十四條 上告申立人又ハ相手方ヨリ辯護士ヲ差出ササルト

キハ其儘ニテ判決ヲ爲ス可シ

第二百八十五條 上告裁判所ニ於テハ上告ノ理由ナキトキ又ハ法律

上ノ方式及ヒ期間内ニ於テ起ササルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却ス

可シ

第二百八十六條 上告ヲ理由アリトスルトキハ其上告ニ係ル判決ノ

部分ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可シ但後二條

ニ記載シタル場合ハ此限ニ在ラス

第二百八十七條 擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因

リ判決ヲ破毀シタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク上

告裁判所ニ於テ直ニ判決ヲ爲ス可シ

第二百八十八條 公判ノ手續規定ニ背キタルコトアリト雖モ其後ノ

手續ニ利害ヲ及ホササルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク止タ其手續ヲ破毀ス可シ

第二百八十九條 判決ノ一分ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ他ノ部分ニ關係アルトキハ其部分ヲモ破毀ス可シ

擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ被告人ノ利益ノ爲メニ判決ヲ破毀シタルトキハ其利益ハ上告ヲ爲ササル共同被告人ニモ及ホス可シ

第二百九十條 上告裁判所ニ於テ破毀シタル事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可キトキハ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指定ス可シ其單ニ私訴ニ係ル事件ハ之ヲ其裁判所ノ民事部ニ移ス可シ

第二百九十一條 第二百六十五條ノ規定ハ上告ニモ亦之ヲ準用ス

第二百九十二條 第一審裁判所ト第二審裁判所トヲ問ハス法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ニ於テ期間内ニ上訴スル者ナクシテ其判決確定シタルトキハ其事件ニ付キ上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢事ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ其裁判所ニ非常上告ヲ爲スコトヲ得

非常上告ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シ直チニ其事件ニ付キ判決ヲ爲ス可シ

第四章 抗告

第二百九十三條 抗告ハ法律ニ於テ特ニ許シタル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第二百九十四條 抗告ニ付テハ直近ノ上級裁判所其裁判ヲ爲スコトヲ得  
抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ抗告申立人ヨリ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

第二百九十五條 抗告ノ期間ハ裁判ノ送達アリタル日ヨリ三日トス

第二百九十六條 抗告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ豫審判事ニ差出ス可シ

其裁判所又ハ豫審判事ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ不服ノ點ヲ更正シ又理由ナシトスルトキハ意見ヲ付シテ三日内ニ抗告申立書ヲ抗告裁判所ニ送致シ且豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付テハ訴訟記録ヲモ送致ス可シ

第二百九十七條 抗告裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ書類ニ依リ抗告ノ裁判ヲ爲スコシ

第二百九十八條 豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付キ抗告裁判所ニ

於テ必要ナリトスルトキハ受命判事ヲシテ事件ノ取調ヲ爲シ抗告ヲ爲サシムルコトヲ得

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第二百九十九條 抗告裁判所ニ於テハ抗告ヲ許ス可キヤ否ヤ又抗告ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ闕クトキハ其抗告ヲ棄却ス可シ

第三百條 抗告裁判所ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ原裁判ヲ取消シ自ラ更ニ裁判ヲ爲シ又抗告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ棄却ス可シ

第六編 再審

第三百一條 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪、輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告人ノ利益ノ爲メ之ヲ爲スコトヲ得但判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其殺サレタリト認メラレシ者犯罪後生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタル確證アリタルトキ

第二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第三 犯罪アル以前ニ作リタル公正證書ヲ以テ當時其場所ニ在ラサルコトヲ證明シタルトキ

第四 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第五 公正證書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルトキ

第六 判決ノ證據ト爲リタル民事上ノ判決他ノ確定ト爲リタル判決ヲ以テ廢棄若クハ破毀セラレタルトキ

第三百二條 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

第一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事

第二 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢事

第三 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル上告裁判所ノ檢事

但司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴ヲ爲スコトヲ得

第四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者

第五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタルトキハ其親屬

第三百三條 再審ノ訴ハ刑ノ消滅シタルニ拘ハラズ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得

第二百四條 再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ其趣意書ニ原判決ノ謄本

及ヒ證憑書類ヲ添へ之ヲ原裁判所ニ差出ス可シ  
原裁判所ノ檢事ハ其書類ニ意見書ヲ添へ之ヲ上告裁判所ノ檢事ニ  
差出ス可シ

原裁判所ノ檢事及ヒ控訴裁判所ノ檢事自ラ再審ノ訴ヲ爲サントス  
ルトキハ前項ノ手續ニ從ヒ其書類ヲ差出ス可シ

第三百五條 上告裁判所ニ於テバ檢事ノ請求ニ因リ速ニ受命判事一  
名ヲシテ其取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

第三百六條 上告裁判所ニ於テ受命判事ノ報告及ヒ檢事ノ意見ヲ聽  
キ判決ヲ爲ス可シ

第三百七條 上告裁判所ニ於テ再審ノ原因アルコトヲ認メタルトキ  
ハ原判決ヲ破毀シ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲ス可キコトヲ言渡  
シ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移ス可シ  
其送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可  
シ

第三百八條 死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタル場合ニ於テ上告裁  
判所ニテ再審ノ理由アルコトヲ認メタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判  
所ニ移スコトナク原判決ヲ破毀ス可シ

第三百九條 再審ノ判決ニ因リ無罪ノ言渡アリタルトキ又ハ前條ノ

場合ニ於テ破毀ノ言渡アリタルトキハ其者ノ名譽ヲ復スル爲メ其  
判決ヲ揭示ス可シ

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

第三百十條 裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル大審院ノ特  
別權限ニ屬スル犯罪ニ付テハ檢事總長其搜查ヲ爲ス可シ

地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警官モ亦其犯罪ニ付キ搜查  
ヲ爲シ檢事總長ニ報告ス可シ

第三百十一條 前條ニ記載シタル犯罪ノ現行犯アル場合ニ於テ急速  
ヲ要スルトキハ地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警官ハ第  
百四十四條及ヒ第四百四十七條第一項ノ規定ニ從ヒ豫審處分ヲ爲ス  
コトヲ得但豫審判事ニ通知スルコトヲ要セス

第三百十二條 前條ノ場合ニ於テハ地方裁判所檢事ヨリ證憑書類ニ  
意見書ヲ添へ速ニ之ヲ檢事總長ニ送致ス可シ

第三百十三條 檢事總長ハ何レノ場合ニ於テモ其事件大審院ノ特別  
權限ニ屬シ且起訴ス可キモノト認メタルトキハ豫審判事ヲ命ス可  
キコトヲ大審院長ニ請求ス可シ

第三百十四條 大審院長ヨリ命ヲ受ケタル豫審判事ハ豫審ヲ爲シタ  
ル上ニテ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ訴訟記録



ニ意見ヲ付シ大審院ニ差出ス可シ

第三百十五條 大審院ニ於テハ檢事總長ノ意見ヲ聽キ先ツ其事件ヲ公判ニ付ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

其事件地方裁判所又ハ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノト決定シタルトキハ管轄裁判所ヲ指定シ其事件ヲ送致ス可シ若シ特別裁判所ノ權限ニ屬スルモノト認メタルトキハ決定ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ

又第六十五條ニ記載シタル場合ニ於テハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ

第三百十六條 前數條ニ於テ特ニ規定シタルモノヲ除ク外豫審、公判ノ手續ハ第三編第四編ノ規定ヲ準用ス

第八編 裁判執行、復權及ヒ特赦

第一章 裁判執行

第三百十七條 刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三百十八條 死刑ノ言渡確定シタルトキハ檢事ヨリ速ニ訴訟記録ヲ司法大臣ニ差出ス可シ

司法大臣ヨリ死刑ヲ執行ス可キ命令アリタルトキハ三日内ニ其執行ヲ爲ス可シ

行ヲ爲ス可シ

第三百十九條 死刑ヲ除クノ外刑ノ言渡確定シタルトキハ直チニ之ヲ執行ス可シ

體刑ノ言渡ヲ受ケ其執行ヲ遁レタル者ニ對シ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ效ヲ有ス其闕席判決ニ係ル場合ニ於テ發シタル者亦同シ

第三百二十條 刑ノ執行ハ其刑ヲ言渡シタル裁判所ノ檢事又ハ上告裁判所ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢事ノ指揮ニ因リ之ヲ爲ス可シ  
罰金、科料、訴訟費用及ヒ沒收物品、追徴金ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス可シ

破壊又ハ廢棄ス可キ沒收物品ハ檢事之ヲ處分ス可シ

第三百二十一條 死刑ノ執行ニ付テハ裁判所書記其始末書ヲ作り刑ノ執行規則ニ從ヒ立會ヲ爲シタル官吏ト共ニ署名捺印ス可シ

第三百二十二條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ付キ疑義ノ申立又ハ其執行ニ付キ異議ノ申立ヲ爲シタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ於テ之ヲ決定ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百二十三條 賠償及ヒ訴訟關係人ニ辨濟ス可キ訴訟費用ニ付キ

其判決ノ執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

第二章 復権

第三百二十四條 復権ノ願ハ刑法第六十三條ニ定メタル期間經過シタル後刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヨリ司法大臣ニ之ヲ爲ス可シ

復権ノ願書ハ現ニ住スル地ノ地方裁判所檢事ニ之ヲ差出ス可シ

第三百二十五條 復権ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添フ可シ

- 第一 判決ノ正本
- 第二 主刑ノ満期、特赦ト爲リ又ハ時効ノ成就シタルコトヲ證明スル書類

第三 假出獄及ヒ假ニ監視ヲ免セラレタル證書

第四 賠償及ヒ訴訟費用ヲ辨濟シ又ハ其義務ヲ免カレタル證書

第五 過去、現在ノ住所及ヒ生計ヲ記載スル書類

第三百二十六條 檢事ハ願人ノ品行其他必要ノ取調ヲ爲シ前條ノ書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ檢事長ニ差出ス可シ

第三百二十七條 檢事長ハ更ニ必要ノ取調ヲ爲シ復権ノ願ニ關スル書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ司法大臣ニ差出ス可シ

第三百二十八條 司法大臣ハ復権ノ願ニ關スル書類ヲ檢閲シ之ニ意見書ヲ添ヘ速ニ上奏ス可シ

見書ヲ添ヘ速ニ上奏ス可シ

第三百二十九條 勅裁ニ因リ復権ノ願ヲ却下シタルトキハ司法大臣ヨリ其旨ヲ檢事長ニ通知シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢事ニ通知ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ刑法第六十三條ニ定メタル期間ノ半ヲ經過スルニ非サレハ更ニ其願ヲ爲スコトヲ得ス

更ニ復権ノ願ヲ爲スニ付テモ亦前數條ノ規定ニ從フ

第三百三十條 復権ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ其裁可狀ヲ檢事長ニ送致シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢事ニ送致ス可シ

檢事ハ裁可狀ノ謄本ヲ願人ニ下付ス可シ

又刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ裁可狀ノ謄本ヲ送致シ其裁判所ニ於テハ之ヲ判決ノ原本ニ記入ス可シ

第三章 特赦

第三百三十一條 特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ監獄署長ヨリ犯人ノ情狀ヲ具シ司法大臣ニ申立ルコトヲ得

監獄署長ヨリ特赦ノ申立ヲ爲ストキハ檢事ヲ經由ス可シ但檢事ハ意見書ヲ添フ可シ

刑事訴訟法 第八編 (三二四—三三一)

七十五

特赦ノ申立アリタルトキハ司法大臣ヨリ其書類ニ意見書ヲ添へ上奏ス可シ

第三百三十二條 司法大臣ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ特赦ノ申立ヲ爲スコトヲ得

死刑ヲ除ク外特赦ノ申立アリト雖モ刑ノ執行ヲ停止セス

第三百三十三條 特赦ノ申立却下アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ其旨ヲ通知ス可シ

第三百三十四條 特赦ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ特赦狀ヲ送致ス可シ此場合ニ於テハ第三百三十條ノ規定ニ從フ

附則

第一條 此法律施行前ニ受理シタル豫審ノ故障及ヒ其故障ノ判決ニ對スル上告ハ之ヲ受理シタル地方裁判所又ハ大審院ニ於テ抗告トシテ之ヲ裁判ス可シ

第二條 大審院ニ於テ既ニ受理シタル哀訴、裁判管轄ヲ定ムルノ訴及ヒ嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴ハ治罪法ノ手續ニ依リ大審院之ヲ裁判ス可シ

第三條 既ニ發シタル勾留狀收監狀ハ此法律ニ定メタル勾留狀ノ效

ヲ有ス

第四條 此法律ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲ス可キ職務ハ市町村長ヲ置カサル地ニ在テハ其職務ヲ行フ吏員ニ屬ス

第五條 此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行シ其日ヨリ治罪法ヲ廢ス

明治卅二年十二月十日印刷  
明治卅二年十二月十五日發行

(罰則全書與附)  
正價金五十錢

校閱者 磯部四郎

著作者 奥野綱城

發行者 長島恭三郎  
東京市日本橋區大傳馬町三丁目廿番地

印刷者 松本義弘  
東京市京橋區弓町十三番地

印刷所 績文舍  
全所 (電話新橋 一一四八)

發行所 東京市日本橋區大傳馬町三丁目  
長嶋文昌堂  
(電話浪花 百三十二)

發行者印者  
の發行印者  
版權所有  
無き書は  
偽版とす

# 新刊 法律諸規則書類

法律學士磯部四郎先生校閱

奥野綱城君編輯

近刊

紙數凡九百頁

菊判上等紙書入用

正價金壹千錢郵税金三錢

四六判正價金八十錢郵税金十錢

● 實用 民法

右ハ民法ノ各條ニ付キ民法中關係スル法文又ハ反對(例外)ノ法文ハ勿論憲法、商法、民事訴訟法、人事訴訟手續法、非訟事件手續法、戶籍法、不動産登記法、刑法、刑事訴訟法其他ノ法令ニシテ苟モ關係アルモノハ悉ク其下ニ網羅シ其條ノ例外及關係ヲ明カニシタル書ニシテ執務者、研究者タルモノ、必要欠ク可カラサルノ良書ナリ

法律諸規則之部

法律學士磯部四郎先生校閱

奧野綱城君編輯

近刊

●實用法典 戶籍法

菊判上等紙書入用

正價金 郵税金

附記載例及届出其他ノ書式

四六判正價金 郵税金

全全 先生校閱 君編輯

●實用法典 不動産登記法

近刊

附記載例申請手續其他ノ書式

全全 先生校閱 君編輯

●實用法典 民法附屬法(人事訴訟手續法、非訴事件手續法、競賣法、供託法、國籍法)

近刊

附決定命令及申請ノ書式

法律學士磯部四郎先生校閱

奧野綱城君編輯

製本既成

●現行罰則全書

ポケット入 紙數凡九百頁

正價金五十錢

郵税金八錢

右ハ明治卅二年八月三十一日現行ノ諸罰則ヲ蒐集シタル書ニシテ司法官、警察官、稅務官ハ勿論苟モ公職ニアルモノノ座右欠ク可カラサル珍書ナリ

ポケット入

奧野綱城君編輯

●現行願届申請書式全書

紙數凡四百頁

附錄、證書文例正價金三十錢郵税金六錢

右ハ民事訴訟法、人事訴訟及非訟事件、供託法、登記法、戶籍法及特許、意匠、商標、著作權、出版、檢定、新聞、試驗、兵事、土地、鑛業、郵便、電話、所得、營業、酒醬油、葉煙草其他種々ノ願届申請書式等ヲ掲ケ其手續ヲモ詳細ニ説明シタル完全無缺ノ好著述ナリ

法律諸規則之部

法典調查委員法律學士 磯部四郎先生閱  
專法學士 林金次郎先生著

●改正 民法正解

舊民法及民事訴訟法、商法、刑法、刑事訴訟法、參照  
債權編 物權編  
字解、意解附洋裝背皮金文字入註解總テ六號活字  
郵稅金八錢

●改正 民法正解

附法例、民法施行法正解

親族編 相續編  
正價四十五錢郵稅八錢

●判事 栗原忠恕君著述  
●人事訴訟手續法  
●非訟事件手續法

正解

註解六號活字  
紙數凡貳百十頁  
郵稅金六錢

判事 栗原忠恕君著述

●戶籍法正解

正價金十七錢

註解六號活字  
紙數凡貳百三十頁  
郵稅金四錢

右林、栗原ノ兩君ガ多年研究セラレタル學理ニ仍リ簡明ニ  
法文ヲ解釋シ專ラ實務者ノ便宜ヲ謀リ一々實例ヲ掲ケ一回  
之ヲ緋ケハ自ラ法文ノ意義ヲ會得シ實務者タルモノ、坐右  
缺ク可ラサル珍書也

判事法學士 林金次郎君校閱  
裁判所書記 奧野綱城君著述

●必携 戶籍屆出手續

紙數凡百七十頁  
正價十五錢 郵稅四錢

右ハ曩ニ本堂ヨリ發行シ諸君ノ喝采ヲ受ケ第十版迄出版シ  
タル民事訴訟手續ヲ著シタル奧野綱城君ノ著ニ係レリ君  
カ多年實務ニ執掌シテ得タル實驗ニ依リ民事ニ關シ裁判所  
ノ許可ヲ受クヘキ手續ヨリ戶籍役場ニ身分ノ登記届出ノ手  
續ニ至ルマテ細大洩ナク書式ヲ掲ケ法文ヲ參照シ實例ヲ説  
明シタル無比ノ珍書也

幸手區裁判所書記課編纂

●戶籍法疑義問答錄

紙數二百廿頁餘  
印刷實價郵稅共金三十錢

附 戶籍事務細則草案  
本書ハ戶籍法及ヒ戶籍取扱手續ノ疑義ニ付戶籍吏ノ質議ニ  
對シ浦和區裁判所管内ノ各區裁判所ニ於テ答辯シタル問題  
三百餘題ヲ編纂シ且ツ戶籍事務細則ノ草案ヲ附録トス細則  
ニハ身分登記及ヒ戶籍ニ關スル届書其他ノ書類ヲ整理スル  
手續并ニ戶籍吏カ作ル可キ書面ノ書式ヲ示シタルモノナリ  
法律諸規則之部

地方裁判所檢事 澤井重藏校訂

高等文官試驗出身 地方裁判所檢事局監督書記上原信重著述

袖珍必携親族圖解

附親族關係法律說明書式

全一冊 正價十八錢 郵稅二錢

判事法學士 林金次郎君校閱

附遺言手續、親權ヲ行フ手續

裁判所書記 奧野綱城君著述

後見事務手續

紙數百十頁 正價郵稅共金十錢

本書ハ後見開始ヨリ後見人及ヒ後見監督人ノ選定、後見ノ事務、後見ノ終了、親族會ノ開閉、親族會員ノ選定マテ其實例ヲ設ケ書面ヲ要スルモノハ其書式ヲ揭ケ詳細ニ之ヲ説明シ一回之ヲ緋ケハ後見事務ノ順序方法整然トシテ會得シ得ヘシ後見人タル者並ニ被後見人ノ親族タルモノ、坐右缺ク可カサルノ珍書也

判事法學士 磯部四郎先生校閱

舊商法對照 註解六號活字

改商法正解

洋裝美製金文字入 紙數四百七十頁

正價金四拾五錢

郵稅金八錢

法律學士 林金次郎先生著述

登記法正解

紙數凡四百頁 正價四拾錢 郵稅六錢

○不動產登記法 ○法人登記法 ○夫婦財產契約登記法 ○商業登記法 ○確定日附法

世間登記法ニ關スル附錄登錄稅法 印紙稅法俗解  
ノ事ヲ說述スルニ止マリ尙ホ其他ノ重要ノ事項ヲ漏ス  
モノ多シ今此書ハ總テ事ノ登記ニ關スルモノハ之ヲ網

法律諸規則之部

附商法施行法及商事ニ關スル非訟事件手續法正解  
本堂嚮ニ兩學士ノ民法正解ヲ刊行シタルニ其書善ク學理ヲ  
闡明シ應用ヲ切示シ詳畧其要ヲ得最モ實務家ノ緋覽ニ便ナ  
ルカ故ニ紙價ノ貴大方ノ佳評ヲ來タシ洵ニ脛ナクシテ走り都  
爲ノニ致シ既ニ其版ヲ重ル十數回ニ  
及ブ是亦タ以テ本堂ノ光榮ト謂フ可シ本堂茲ニ又兩學  
前樣ニ從ヒ簡明確的ヲ主トシテ記文更ニ暢達ナリ何人ニ  
モ一讀ノ下明解セラル可キヲ期ス商法ハ特ニ實業者必讀  
ノ寶典ナルコト固ヨリ言ヲ俟タサルヲ以テ此書一出世ノ有  
志家左右ノ珍タル蓋シ疑ナシ



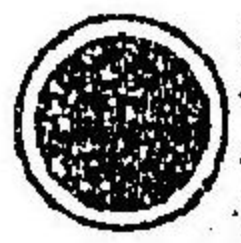
廣告

羅シテ餘ス  
上ノ法則事由效果其他ノ疑義ハ恰モ之ヲ掌上ニ指サスカ如ク瞭然タルヘシ

# 丁寧簡易

八

判事法學士 林金次郎君校閱  
裁判所書記 奥野綱城君著述



登記

## 申請手續

紙數凡二百五十頁  
正價拾七錢郵稅金四錢  
商業登記法、  
登記法、  
法人夫婦財產契約登記法、  
不動產登記法、  
確定日附法、  
附錄、  
登記法、  
印紙稅法、  
俗解

此書ハ登記申請ニ關スル一切ノ手續ヲ詳説シ其申請書及ヒ  
添附書類ノ様式百五十餘種ノ俗解ヲ示シタルモノナリ  
記法並ニ登錄稅法印紙稅法ノ俗解ヲ示シタルモノナリ  
抑モ君ノ著タル實務鞅掌多年經驗ノ効果ニ係ルヲ以テ其事  
例ハ式明確適切且ツ其文字簡易ヲ主トシテ傍訓ヲモ加ヘタ  
レハ實際登記ノ申請ヲ爲ス者ニ取リテハ應用ノ便斟酌ノ妙  
一見ノ下容易ニ理會スルヲ得ル無比ノ珍書ナリ

判事法學士  
裁判所書記

林金次郎先生校閱  
中村要三郎君  
奥野綱城君 合著

